

意見書を国へ提出

薬害肝炎救済法の請求期限の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2,293人（厚労省発表平成29年9月末時点）が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1,980年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカル

テ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我々は、人道的観点から、早急に感染者の方々に投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

議員発議

内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へ意見書を提出しました。

平成30年12月8日の参議院本会議で薬害肝炎救済法の請求期限を2023年1月まで5年間延長することが全会一致により可決、成立しました！

平成29年開成町議会12月定例会議議案審議結果

提出	議決日	議案名	審議結果	佐々木昇	山田貴弘	湯川洋治	前田せつよ	石田史行	菊川敬人	下山千津子	和田繁雄	井上三史	星野洋一	吉田敏郎	
町長	12/6	開成町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		開成町敬老祝金給付条例の一部を改正する条例を制定することについて	可決	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	●
		開成町税条例の一部を改正する条例を制定することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12/7	平成29年度開成町一般会計補正予算(第6号)について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		平成29年度開成町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		平成29年度開成町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		平成29年度開成町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		平成29年度開成町水道事業会計補正予算(第1号)について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員	12/6	薬害肝炎救済法の請求期限の延長を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

★茅沼隆文議長は採決に加わらない。 ○は賛成した者 ●は賛成しなかった者 「除」は除斥 「欠」は欠席

条例改正

条例改正の内容

年齢	改正前	改正後
77歳	5,000円	廃止
88歳	10,000円	10,000円
99歳	20,000円	廃止
100歳	50,000円	50,000円

なお、100歳の方には、5万円の給付金と99歳の廃止に伴う2万円相当の町独自の記念品を贈呈する予定。

○開成町敬老祝金給付条例の一部改正
本町の平均寿命が男女とも80歳を超えたことに鑑み、長寿祝金の対象者の年齢要件等を見直すため改正。



条例改正に対する質疑



問 平均寿命が80歳を超えており、監査委員からも敬老祝金の給付を見直すべきとのことであるが、給付を88歳と100歳だけにした理由は。また、他市町の状況を見ると、99歳を残しているところもあるので99歳は廃止しなくても良いのでは。

答 開成町老人クラブ連合会に敬老祝金について伺ったところ、「77歳は廃止で良いのでは」という御意見だった。99歳に関しては100歳に統合し、2万円相当の記念品を100歳に上乘せする。

その他の条例改正

○開成町小児の医療費の助成に関する条例の一部改正
小児に係る医療費の助成対象者を拡大することにより、小児の健康増進に寄与し、子育て家庭の経済的負担軽減を図り、子育て支援の一層の推進を図るため改正。
現行制度では、通院に要した医療費は、小学生までを助成対象としており、中学生まで拡大するために改正を行う。

○開成町職員の給与に関する条例等の一部改正
人事院勧告及び神奈川県人事委員会の給与等に関する勧告に鑑み、職員の給料月額及び勤勉手当の率の改正を行うため関係条例の一部改正。

○開成町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業の期間の再延長等を規定する改正をするため条例の一部改正。